

## 千葉市公民館運営審議会委員選出要領

### 1 趣旨

この要領は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条第1項の規定により公民館運営審議会委員（以下「委員」という。）を委嘱するのに当たり、委員の選出に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 委員選出の方針

- (1) 委員の選出は、千葉市公民館設置管理条例（昭和44年千葉市条例第23号。以下「条例」という。）第16条第4項に定める者のうち、公民館の運営に広く地域住民の意見を反映させることができる者で、かつ、公民館活動の向上を図るため、社会教育の推進に深い理解と熱意を有するものから行うものとする。
- (2) 委員の選出は、多様な人材登用を図るため、公募委員及び女性委員を委嘱できるように行うものとする。
- (3) 委員の選出は、審議内容が偏ることがないように、委員の専門とする分野と人数比に配慮するものとする。

### 3 委員の選出方法

委員は、次の各号に掲げる方法により選出する。

- (1) 千葉市教育委員会は、条例第16条第4項各号に掲げる者ごとに、それぞれ次に定める人数の委員を選出する。

(ア) 学校教育の関係者	1人以上
(イ) 社会教育の関係者	1人以上
(ウ) 家庭教育の向上に資する活動を行う者	1人以上
(エ) 学識経験のある者	1人以上
- (2) 区内各公民館長は、社会教育の関係者として委員候補者を1人推薦する。

#### 附 則

この要領は、平成26年1月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。